

第二共和国憲法（訳）

山本浩三

一八四八年二月の革命の結果、ルイ・フィリップは退位し、臨時政府が国民の歓呼の声中に成立し、フランス人民に対する宣言を発し、さらに、すべての市民の投票のために必要な秩序と警察の処置をすべくに、国民議會を召集することを宣言した。ついで衆議院は解散され、貴族院が集会することは禁止された。二月五日には、直接・普通選挙で憲法制定議會の選挙を行うことを定めた命令がでてゐる。このフランスで最初の直接・普通選挙は、四月二三日に行われた。そして五月四日に集會した国民議會の最初の行為は、人民に対する民主的、唯一かつ不可分の共和制宣言であつた。五月九日・十日には、国民議會は執行委員會を任命し、一二日には、国民議會が、連記投票の絶対多数で選んだ一八人の委員によつて憲法草案が準備されることを決定している。この決定にもとづき五月一八日に憲法委員會が成立した。委員會は、中央の権力を組織する前に県と市町村制度をまず改正しようというオヂイオン・パローの提案を拒否し、その仕事を国の主要な権力の組織に限定し、アルマン・マラを報告者に任命した。六月一九日、かれは議會の

理事部に第一憲法草案を送つた。それは一〇章に分れ、一三九条からなり、はじめに義務と権利の宣言があつた。

委員會の仕事は、六月事件のため一時中断されたが、八月三〇日第二憲法草案を決定した。この第二草案では、義務と権利の宣言がなくなつており、代りに前文の八節が定められている。国民議會は、八月一日につきのことを決定した。すなわち、条項ごとに投票したのち、草案は委員會に送られ、委員會は六日間であらためて検討し、必要と思われる修正を指示した新報告を行い、そして修正についての投票のうちに議會が最終の全体の投票を行う。

議會での審議は九月四日から行われた。はじめに問題となつたのは前文の存廃である。これは四九一票對二二五票で前文の存置が決定された。つぎは第一草案にあつた『仕事と援助を要求する権利』を規定する節を設けようという提案が論争をひきおこしたが、五九六票對一八七票で否決された。国家の組織にかんしては、議會の一院制が当然に攻撃された。「フランス人は立法権を兩院に委任する。一院は代議院とよばれ、他の院は元老會議とよばれる」という修正案がでたが、五三〇票對二八九票で敗れた。執行府の形態については、大統領制ではなくて議院内閣制をとる修正案が出た。しかし、グレイビの「執行権の首長は議會によつて選出され、内閣総理大臣とよばれる。その選出任期は無限で、つねに罷免されうる。かれは大臣を任免する」という修正案は六四三票對一五八票で葬られ、さらにそれを修正した「共和国大統領は一定期間、国民議會によつて

任命される」というルブロン案も六〇二票対二一一票で否決された。最後に、憲法を国民投票にかけようという修正案も七三三票対四二で否定された。

八月一日の決定にしたがい、投票された草案は委員会に送られ、そこで細部の修正がほどこされた。アルマン・マラは新報告書を提出し、第二次の討議がすぐおこなわれ、議会は、停会提案、ふたたび出た「仕事を要求する権利」を定める提案、フランスに君臨した家系に属するものを大統領の職から排除する提案を否決した。

一月四日、憲法全体が七三九票対三〇票で可決された。一月一二日の日曜日、ひとびとはコンコルドの広場で憲法誕生の祝典を催した*。

* Duguit et Monnier. Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789. Notice Historiques, p. XCIII—C.

一八四八年のフランス共和国憲法

フランス人民の名において、

国民議会が、つぎの内容の憲法を採択し、かつ国民議会議長が、一八四八年一〇月八日の命令第六条にしたがって、公布する。

前文

神の面前でかつフランス人民の名において、国民議会は宣

第二共和国憲法（訳）

言する。

I

フランスは共和国となった。政府のこの最終的形態を採択するとき、フランスは、進歩と文明の道をより自由に前進し、社会の負担と利益のますます公正な分配を確保し、公の支出と租税の漸進的減少によって各人の安楽を増大させ、かつすべての市民に、新しい激動なく、制度と法律の連続的かつ確実な行為によって、道徳と知識と幸福のつねにより高い段階に到達させることを目的とした。

II

フランス共和国は、民主的であり、唯一であり、かつ不可分である。

III

フランス共和国は、実定法に先立ち、かつ優越する権利と義務とを承認する。

IV

フランス共和国は、自由、平等および友愛を原理とする。フランス共和国は、家族、労働、所有権、公の秩序を基礎とする。

V

フランス共和国は、自国民が尊重されることを望むので、外国民を尊重し、征服の目的でいかなる戦争も企てずかついかなる人民の自由に対してもその武力を決して使用しない。

VI

相互的な義務が、共和国に対して市民を、かつ市民に対して共和国を拘束する。

VII

市民は、祖国を愛し共和国を護り、その財産に比例して国の負担に参与しなければならない。市民は労働によって生活手段を、かつ先見の明によって将来のための財源を確保しなければならぬ。市民はおたがいに兄弟愛をもって助けあって共同の幸福に協力しかつ社会、家族と個人を支配する道徳と成文法を遵守して一般的秩序に協力しなければならない。

VIII

共和国は、市民をその身体、その家族、その宗教、その所有権、その労働において保護し、かつすべての人に不可欠の教育を各人が受けるようにしなければならない。共和国は友愛による援助によって、あるいははかれらの力の限界内であればらに労働を得させ、あるいはは家族の無い場合には、働けない人びとに救助を与えて、貧乏な市民の生存を確保しなければならない。

すべてのこれらの義務の履行のためかつすべてのこれらの義務の保障のために、フランス革命を始めた大議会の伝統に忠実な国民議会は、つぎのような共和国憲法を制定する。

憲 法

第一章 主 権

第一条 主権は、フランス市民総体に在る。主権は譲り渡すことができずかつ時効にかからない。
いかなる個人も、人民のいかなる部分もその行使を僭取することができない。

第二章 憲法によって保障された市民の権利

第二条 いかなる人も、法律の規定によらなければ逮捕されまたは拘禁されえない。

第三条 フランス領土内に住んでいるすべての人の住居は、侵すことができない。法律によって定められた形式により、かつ法律によって定められた場合の外は、そこに侵入することは許されない。

第四条 いかなる人も、その本来の裁判官から分離されえない。それがいかなる権限においてもかついかなる名称の下にでも、臨時委員会と臨時裁判所は創設されえない。

第五条 死刑は、政治事件については廃止される。

第六条 奴隸制は、フランスのいかなる土地にも存在することができない。

第七条 各人は、自由にその宗教を公言し、かつその礼拝の実行のため、国から平等の保護をうける。

法律によって現に承認されている教派の聖職者、あるいは将来承認される教派の聖職者は、国から手当を受ける権利を有する。

第八条 市民は、団結する権利、平穩かつ武器をもたずに集会する権利、請願する権利、その思想を出版またはその他の手段によって表明する権利を有する。

これらの権利の行使は、他人の権利または自由と公の安全以外の限界をもたない。

出版は、いかなる場合にも検閲に付せられない。

第九条 教育は、自由である。

教育の自由は、法律によって定められる能力と道德の条件により、かつ国の監視のもとに実行される。

この監視は、すべての教育施設と教化施設に、いかなる例外もなく拡大される。

第一〇条 すべての市民は、その功績以外の優先事由なしにかつ法律によって定められる条件にしたがつて、すべての公職に平等に就くことができる。

すべての貴族の称号、出生、階級または階層のすべての差別は、永久に廃止される。

第一一条 すべての所有権は、侵すことができない。ただし、国は、適法に確認された公益のために、および正当かつ事前の補償によって、所有権の犠牲を要求することができる。

第二二条 財産の没収は、決して回復されえない。

第一三条 憲法は、市民に労働と労務の自由を保障する。社会は、無償の初等教育、職業教育、雇主と労働者の関係の平等、救済と信用の制度、農業の制度、任意の結社、および国、県、市町村による失業者の使役に適する土木事業の創設によって、労働の発展を援助しかつ奨励する。

第一四条 公債は、保障される。

国とその債権者によって締結されたすべての種類の契約は、侵すことができない。

第一五条 すべての租税は、共同の利益のために設定される。各人は、その能力とその財産に比例して、これに貢献する。

第一六条 いかなる租税も、法律による以外は、設定も徴収もすることができない。

第一七条 直接税は、一年間だけ同意される。

間接税は、数年間にわたって同意される。

第三章 公権力

第一八条 すべての公権力は、それが何であれ、人民から出る。公権力は、世襲的に委任することができない。

第一九条 権力分立は、自由政府の第一の条件である。

第四章 立法権

第二〇条 フランス人民は、立法権を、単一議会に委任する。

第二一条 人民の代表者の総数は、七五〇人であり、その中

にアリヂェリとフランス植民地の代表者が含まれる。

第二二条 この数は、憲法改正のために召集される議会では九〇〇人に増える。

第二三条 選挙は、人口を基礎とする。

第二四条 選挙は、直接かつ普通〔選挙〕である。投票は秘密である。

第二五条 二十一歳で、その市民権と政治権を有するすべてのフランス人は、税額（*contributions*）の条件なしに、選挙人となる。

第二六条 二五歳のすべての選挙人は、住所の条件なしに、被選挙人となる。

第二七条 フランス市民から選挙権および被選挙権を奪うことができない原因は、選挙法が定める。

県または領土の範囲内で公職の地位にありまたは地位にあったので、被選挙人となりえない市民は、選挙法が指定する。

第二八条 報酬が与えられるすべての公職と人民の代表者の委任とは矛盾する。

いかなる国民議会議員も、立法府の〔存続〕期間中、その専任者が任意に執行府によって選ばれる報給のある公職に、任命されまたは約束されない。

前二項の規定の例外は、組織法がこれを定める。

第二九条 前条の規定は、憲法改正のために選出された議会には適用されない。

第三〇条 代表者の選挙は、県で、連記投票でおこなわれる。

選挙人は、州の首都で投票する。ただし、地方の状況によって、選挙法が定める形式と条件で、州を若干の区域に分けることができる。

第三一条 国民議会は、三年を期間として選出され、かつ全員が改選される。

立法府〔の任期〕終了の遅くとも四五日前に、新選挙の時期を法律が定める。

もし前項に定められた期間内に、いかなる法律も制定されないならば、選挙人は立法府〔の任期〕の終了の三〇日前に当然に集会する。

新議会は前議会の委任が終る日の翌日までに当然に召集される。

第三二条 国民議会は、常設である。

ただし国民議会は、その定める期間、停会することができる。

停会期間中、理事部の構成員と国民議会によって秘密投票かつ絶対多数で任命された二五人の代表者で構成される委員会が、緊急の場合に国民議会を召集する権利を有する。共和国大統領もまた議会を召集する権利を有する。

国民議会は、その会議の場所を決定する。

国民議会は、その警戒のために設けられた軍隊の勢力を定め、かつその軍隊を配置する。

第三三条 代議士は、つねに再選することができる。

第三四条 国民議会議員は、かれらを任命する県の代表者で

はなく、フランス全体の代表者である。

第三五条 国民議會議員は、強制委任を受けることができない。

第三六条 人民の代表者は、侵すことができない。

人民の代表者は、かれらが国民議会の内で述べた意見について、いかなる時にも、搜索も、告訴も、裁判もされえない。

第三七条 人民の代表者は、現行犯の場合を除いては、刑事事件では、議会がその訴追を許可したのちにしか逮捕も訴追もされえない。

現行犯のための逮捕の場合には、直ちに議会に報告され、議会は訴追の継続を許可または拒否する。この規定は拘禁された市民が代表者に任命される場合に適用される。

第三八条 人民の各代議士は、放棄することができない手当を受ける。

第三九条 議会の会議は、公開される。

ただし、議会は、規則によって定められた人数の代表者の要求に基づき、秘密会にすることができる。

各代表者は、法律案提出権を有する。各代表者は、これを規則が定める形式によって行使する。

第四〇条 法律の議決が有効なためには、議員の過半数の出席が必要である。

第四一条 いかなる法律案も、緊急の場合を除いては、五日以上の間隔で、三読会〔を経た〕後にしか最終的に議決さ

れない。

第四二条 緊急状態を宣言することを目的とするすべての提案は、理由書でおこなわれる。

もし議会在緊急状態の提案を実現するのがよいと思うならば、理事部へそれを付託することを命じ、かつ緊急状態についての報告が議会で述べられる時日を定める。

この報告に基いて、もし議会在緊急状態を承認すれば、議会在緊急状態を宣言し、かつ討議の時日を定める。

もし議会在緊急状態が存在しないと決定すれば、議会在通常の提案の過程をたどる。

第五章 執行権

第四三条 フランス人民は、執行権を、共和国大統領の称号を受ける一市民に、委任する。

第四四条 大統領は、フランス人として生れ、最低三〇歳であり、かつ今までにフランス人の資格を失ったことがない人でなければならない。

第四五条 共和国大統領の任期は四年であり、かつ四年の間隔をおいたのちにしか再選されえない。

副大統領も大統領の両親もあるいは六親等まで含む大統領の親族のいかなる人もまた、同じ間隔のあいだは、大統領の後任に選出されえない。

第四六条 選挙は、五月の第二日曜日に当然おこなわれる。

死亡、辞職またはすべての他の事由によって、大統領が他の時期に選出される場合には、その選挙ご四年目の五月

の第二日曜日、その権限が終了する。

大統領は、フランスの県とアルジェリのすべての選挙民の直接選挙により、秘密投票かつ投票者の絶対多数で任命される。

第四七条 選挙の計算の記録は直ちに国民議会に移送される。国民議会は遅滞なく選挙の効力を決定し、共和国大統領を宣言する。

もしいかなる候補者も表明された投票の過半数、かつ最低二〇〇万票を獲得せず、または第四四条によって要求された条件が満たされないならば、国民議会はもつとも多くの票を獲得した五人の被選挙資格を有する候補者のうちから、絶対多数かつ秘密投票で共和国大統領を選出する。

第四八条 共和国大統領は、就任する前に、国民議会の中で、つぎの内容の宣誓をする。

「神の面前で、国民議会によって代表されたフランス人民の面前で、私は唯一、不可分の民主共和国に対して忠実であり、かつ憲法が私に課しているすべての義務を履行することを誓う」

第四九条 大統領は、大臣によって国民議会に法律案を提出させる権限を有する。

大統領は、法律の執行を監督しかつ確保する。

第五〇条 大統領は、軍隊を配置する。ただし、決して個人的に軍隊を命令することはできない。

第五一条 大統領は、領土のいかなる部分も譲渡することが

できず、国民議会を解散することも停会することもできず、いかなる方法でも、憲法または法律の全体を停止することができない。

第五二条 大統領は、毎年、教書によって、国民議会に、共和国の国務の全般的状态の報告書を提出する。

第五三条 大統領は、条約を締結しかつ批准する。

いかなる条約も、国民議会によって承認されたのちにしか確定的とはならない。

第五四条 大統領は、国の防衛に注意する。ただし、国民議会の同意なしにはいかなる戦争も企てることができない。

第五五条 大統領は、特赦権を有する。ただし、この権限は、参事院の意見を徴したのちにしか行使することができない。

大赦は法律によってしか与えられない。

高等裁判所によって有罪を宣告された共和国大統領、大臣および他のすべての人は、国民議会による以外の特赦されえない。

第五六条 共和国大統領は、フランス人民の名において、法律を公布する。

第五七条 国民議会によって可決された日から、緊急法は三日以内に、他の法律は一月以内に公布される。

第五八条 共和国大統領は、理由を付けた教書により、公布期間中に、再審議を要求することができる。

議会が審議し、その決議が確定的となると、それは共和国大統領に移送される。

この場合には、緊急法のために定められた期間内に、公布がおこなわれる。

第五九条 前「二」条で定められた期間内に共和国大統領による公布がない場合には、国民議会議長によって公布がおこなわれる。

第六〇条 共和国大統領は、外国の使節および大使の信任状を受ける。

第六一条 共和国大統領は、国の儀式を主宰する。

第六二条 共和国大統領は、共和国の費用で居住し、かつ年に六〇万フランの手当を受ける。

第六三条 共和国大統領は、国民議会が存在する場所に居住し、かつ法律によって許可されることなしには共和国の大陸の領土から出ることができない。

第六四条 共和国大統領は、大臣を任命しかつ罷免する。

共和国大統領は、閣議で、外交官、陸海軍の司令官、知事、セーヌ国民衛兵の上級指揮官、アルジェリと植民地の総督、検事総長および上級の他の官吏を任命しかつ罷免する。

共和国大統領は、所管大臣の提案に基いて、法律によって定められた規整条件で、政府次官を任命しかつ罷免する。

第六五条 共和国大統領は、三月を越ええない期間、市民によって選出された執行権の代理人を停職させる権限を有する。

共和国大統領は、参事院の勧告によってしか、かれらを

罷免することができない。

罷免された代理人が同じ職に被選挙権を有しないと宣言されうる場合を、法律が定める。

この被選挙権のないことの宣言は、判決によってしか宣告されない。

第六六条 大臣の定数とその権限は、立法権が定める。

第六七条 大統領の行為は、大臣を任免する行為をのぞいては、一人の大臣によって副署されるときにだけ効力をもつ。

第六八条 共和国大統領、大臣、公権力の代理人と受託者は、政府と行政のすべての行為について、おのおの責任を負う。

共和国大統領が、それによって国民議会を解散し、停会しまたはその委任の行使を妨げるすべての手段は、大逆罪である。

それだけの事実によって、大統領は、その官職を失う。

市民は大統領への服従を拒否することが義務づけられる。

執行権は当然に国民議会に移る。高等裁判所判事は、叛逆罪で、直ちに集合する。高等裁判所判事は、大統領とかれの共犯者の裁判を行うために、その指定する場所に陪審員を召集する。高等裁判所判事は、検察官の職務を行う義務がある官吏を、みずから任命する。

責任の他の場合、および訴追の形式と条件は、法律が定める。

第六九条 大臣は、国民議会内に入ることができる。大臣は、かれが要求することに聴かれ、かつ共和国大統領の命令に

よって任命された委員の援助をうけることができる。

第七〇条 共和国副大統領は、大統領がその選挙ご一月以内に推せんした三人の候補者から一人を国民議会が任命する。

副大統領は、大統領と同じ宣誓をおこなう。

副大統領は、大統領の両親または六親等までを含む大統領の親族のあいだから選ぶことができない。

大統領に支障のある場合は、副大統領がこれに代る。

もし大統領職が、大統領の死亡、辞職またはその他の事由で、空位となれば、その月中に大統領の選挙がおこなわれる。

第六章 参事院

第七一条 参事院が設置され、共和国副大統領が、当然に〔その〕議長となる。

第七二条 参事院の構成員は、国民議会によって任命され、任期は六年である。参事院の構成員は、各立法議会開会期のはじめの二月内に、秘密投票かつ絶対多数で、半数が改選される。

参事院構成員は、無限に再選されうる。

第七三条 参事院構成員が国民議会の内から任命されたときは、人民の代表者として後任者が直ちに代る。

第七四条 参事院構成員は、共和国大統領の提案に基づき、議会によってのみ罷免されうる。

第七五条 参事院は、法律によってその事前の検討に附しな

ければならない政府の法律案と議会在が参事院に移送した議案提案法律案について諮問される。

参事院は、公行政の規則を準備する。参事院は、国民議会が特別の委任を与えた規則だけを作る。

参事院は、公行政にかんして、法律によって与えられるすべての監督権と監視権を行使する。

その他の権限は、法律が定める。

第七章 国内行政

第七六条 領土の県、郡および市町村への区分は維持される。

現在の境界は、法律によってしか変更することができない。

第七七条 1 各県には、知事、県会、参事会で構成される行政府がある。

2 各郡には、郡長がいる。

3 各区には、区会がある。ただし若干の区に区分されている都市では、一つの区会だけがある。

4 各市町村には、市長、助役と市会で構成される行政府がある。

第七八条 県会、区会、市町村会の構成と権限および市長と助役の任命方法は、法律が定める。

第七九条 県会と市町村会は、県と市町村内に住所を有するすべての市民の直接投票によって選出される。各区は、一人の県会議員を選出する。

セーヌ県、パリ市および人口二万人以上の都市の選挙の方法は、特別法が定める。

第八〇条 県会、区会および市町村会は、参事院の勧告に基づき、共和国大統領によって解散されうる。

第八章 司法権

第八一条 裁判は、フランス人民の名において、無償でおこなわれる。

弁論は、その公開が秩序または風俗に危険がある場合をのぞいては、公開される。そしてこの場合には、裁判所が判決でこれを宣言する。

第八二条 陪審は、ひきつづき、刑事事件に適用される。

第八三条 すべての政治犯罪と出版の方法によって犯されたすべての犯罪の審理は、陪審に専属する。

個人に対する侮辱と名誉毀損にかんする管轄は、組織法が定める。

第八四条 陪審は、出版の事実または犯罪のために要求された損害賠償を単独で定める。

第八五条 治安判事とその補助者、第一審と控訴審の判事、破毀院と権限裁判所の構成員は、立候補の順序により、または組織法が定める条件によって、共和国大統領が任命する。

第八六条 検察官は、共和国大統領が任命する。

第八七条 第一審と控訴審の判事、破毀院と権限裁判所の構成員は、終身任命される。

かれらは、判決によるの外、罷免または停職させられず、

また法律が定める原因と形式によるの外は退職させられない。

第八八条 軍法会議と陸海軍徴兵検査会、海事裁判所、商事裁判所、工業裁判所およびその他の特別裁判所は、法律によって廃止されるまで、現在の組織と権限を維持する。

第八九条 行政権と司法権とのあいだの権限衝突は、特別裁判所によって規整される。この裁判所は、破毀院と参事院の構成員から成り、各院が同数を三年ごとに指名する。

この裁判所は、司法大臣が主宰する。

第九〇条 権限裁判所の決定に対する管轄違いと権限踰越の上訴は、権限争議裁判所に対して提起される。

第九一条 高等裁判所は、控訴も上告もなく、共和国大統領または大臣にたいして国民議会によって提起された告発を裁判する。

高等裁判所は、同じく国民議会が移送した国の内外の安全に対する犯罪、陰謀または予備で告発されたすべての人を裁判する。

高等裁判所は、第六八条で定められた場合をのぞき、国民議会の命令によってしか受理することができない。国民議会は、裁判所が開廷する都市を指定する。

第九二条 高等裁判所は、五人の判事と三六人の陪審員で構成される。

毎年一一月のはじめの一五日間に、破毀院は、その構成員の中から、秘密投票かつ絶対多数で五人の高等裁判所判

事と二人の補欠人を任命する。

五人の判事は、その裁判長を選ぶ。

検察官の職務をおこなう官吏は、共和国大統領によって任命され、かつ大統領または大臣の告発の場合には、国民議会によって任命される。

三六人の陪審員と四人の補欠陪審員は、県会議員の中から任命される。

人民の代表者は、その構成員となることができない。

第九三条 国民議会の命令が高等裁判所の形成を命じたとき、かつ六八条によって定められた場合に、裁判長または判事のうちの一人の要求に基づき、控訴院の裁判長、そして控訴院の無いときは県の司法上の首都の第一審の裁判長が、公判で、一県会議員の名前を抽選する。

第九四条 判決を指定された日に、出席の陪審員が六十人以上であれば、この数は、高等裁判所がある県の県会議員の中から、高等裁判所の裁判長によって、抽選で選ばれた補欠陪審員によって補充される。

第九五条 有効な弁明をなしえなかった陪審員は一、〇〇〇フランから一〇、〇〇〇フランの罰金および最高五年間の政治権喪失の刑に処せられる。

第九六条 被告人と検察官は、普通の事件と同じように忌避権を行使する。

第九七条 被告人が有罪であると定める陪審の宣告は、投票の三分の二の多数によってのみ与えることができる。

第九八条 大臣のあらゆる責任の場合に、国民議会は、情況によって懸念をうけた大臣を、民事上の賠償のために、高等裁判所の前にまたは普通裁判所の前に移送することができる。

第九九条 国民議会と共和国大統領は、あらゆる場合において、共和国大統領以外のあらゆる官吏の行為の審査を参事院に附託することができる。参事院の報告は公表される。

第一〇〇条 共和国大統領は、高等裁判所でしか審理されない。

共和国大統領は、六八条によって定められた場合を除いては、国民議会によって提起された告発に基づき、かつ法律によって定められる重罪と軽罪のためにしか訴追されえない。

第九章 武力

第一〇一条 武力は、外敵に対して国を防衛し、かつ国内で秩序の維持と法律の執行を確保するために設けられる。

武力は、国民衛兵と陸海軍で構成される。

第一〇二条 すべてのフランス人は、法律によって定められた例外の場合を除いては、軍事役務と国民衛兵の役務を負う。

各市民が、個人的に軍事役務を免除される資格は、徴兵法が定める。

第一〇三条 国民衛兵の組織と軍隊の構成は、法律が定める。

第一〇四条 武力は、本質的に服従的である。

いかなる軍隊も、討議することができない。

第一〇五条 国内の秩序を維持するために使用される武力は、立法権によって定められた規則にしたがい、憲法上の機関の要求にしたがってしか活動しない。

第一〇六条 戒厳令が宣言されうる場合は法律が決定し、かつこの処置の形式と効果は法律が規定する。

第一〇七条 いかなる外国軍隊も、国民議会の事前の同意なしにはフランス領に導入されえない。

第一〇章 特別規定

第一〇八条 レジョン・ド・ヌール勲章は維持される。その規則は、改正されかつ憲法と調和させられる。

第一〇九条 アルジェリと植民地の領土は、フランス領と宣言され、かつ特別法がこの憲法の体制内でその位置を定めるまで、個別法によって規整される。

第一一〇条 国民議会は、この憲法とこの憲法が認める権利の保管を、すべてのフランス人の警戒と愛国心に託する。

第十一章 憲法改正

第一一二条 立法議會開会期の最後の年に、国民議会在、憲法が全面的または部分的に改正されることの希望を表明したときには、この改正はつぎの方法でおこなわれる。

議會によって表明された希望は、おのおの一月の間隔を置いて連続する三読会のうち、かつ表明された投票の四分

の三によつてのみ最終決議に変えられる。投票者の数は、少くとも五〇〇人でなければならぬ。

改正議会の期間は、三月だけである。

改正議会は、そのために召集された憲法改正にだけ従事しなければならぬ。

ただし、改正議会は、緊急の場合には、立法的に必要な措置をとることができる。

第十二章 経過規定

第一一二条 この憲法に反しない法典、現存の法律と規則の諸規定は、適法に廃止されるまで効力をもつ。

第一一三条 現行の法律によつて設けられているすべての国家機関は、それにかんする組織法の公布まで実施される。

第一一四条 新裁判所の最初の構成のための任命の特別の法は、司法組織法が定める。

第一一五条 憲法の表決のうち、憲法制定国民議会によつて、組織法の編さんがおこなわれる。組織法の列挙は、特別法によつて定められる。

第一一六条 一八四八年一〇月二八日国民議会在が定めた特別法にしたがって、共和国大統領の最初の選挙がおこなわれる。